

第三十四回 参議院内閣委員会議録 第二号

昭和三十五年二月九日(火曜日)午後一時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 理事

中野 文門君

委員

増原 恵吉君

村山 道雄君

伊藤 顯道君

横川 正市君

伊能繁次郎君

大谷 勝潤君

木村篤太郎君

小柳 牧衛君

下條 康麿君

下村 定君

松村 秀逸君

鶴園 千夫君

松本治一郎君

矢嶋 三義君

山本伊三郎君

向井 長年君

辻 政信君

井野 碩哉君

政府委員

内閣官房長官 権名悦三郎君

法務省矯正局長 渡部 善信君

法務大臣 杉田正三郎君

事務局側 常任委員 会専門員

説明員 宮内庁長官 宇佐美 誠君

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○国家行政組織に関する調査
(皇太子殿下の外遊に關する件)
○委員長(中野文門君) これより内閣委員会を開会いたします。
去る二月三日、内閣から提出され、即日本委員会に付託されました法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から提案理由の説明を聴取いたしました。
木村篤太郎君
小柳牧衛君
下條康麿君
下村定君
松村秀逸君
鶴園千夫君
松本治一郎君
矢嶋三義君
山本伊三郎君
向井長年君
辻政信君
井野硕哉君
政府委員
内閣官房長官
法務省矯正局長
法務大臣
事務局側
常任委員
会専門員
説明員
宮内庁長官 宇佐美 誠君
の所在地は長野市の中心部に位し、人材競争して、敷地の拡張は不可能である。しかしながら、同刑務所の所在地は長野市の中心部に位し、人材競争して、敷地の拡張は不可能である。

○國務大臣(井野硕哉君) 法務省設置法の一部を改正する法律案について、この法律案の要旨は、長野刑務所の位置を長野市から須坂市に変更するとともに、村を町とする処分等に伴い、その趣旨を説明いたします。
この法律案の要旨は、長野刑務所の位置を長野市から須坂市に変更するとともに、村を町とする処分等に伴い、その趣旨を説明いたします。
この法律案の要旨は、長野刑務所の位置を長野市から須坂市に変更するとともに、村を町とする処分等に伴い、その趣旨を説明いたします。

○委員長(中野文門君) 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、後日に譲ります。

現在政府側の出席者は、宇佐美宮内長官でございます。御質疑の方は、順次御発言を願います。

り、また同市内に他に適当な用地を得ることも困難でありましたので、政府といたしましては、収容者の拘禁状況の改善、作業の拡充等をかかるため、早急に同刑務所の舍屋を他に新営すべく鋭意努力いたしました結果、幸いに関係各方面の協力により、同市に隣接する須坂市大字須坂に約十五万平方メートルの敷地を入手して同刑務所の舍屋の新営工事を実施しております。そこでここに法務省設置法別表四中の長野刑務所の位置を須坂市に改めようとするものであります。

次に、法務省設置法の別表の整理についてであります。この法律案の要旨は、長野刑務所の位置を長野市から須坂市に変更するとともに、村を町とする処分、市村の廃置分合及び村の名称変更に伴い、法務局及び地方法務局の管轄区域並びに少年院の位置等を定めていたる法務省設置法の別表三及び五について整理の必要が生じましたので、所要の整理を行なおうとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願ひいたします。

○委員長(中野文門君) 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、後日に譲ります。

現在政府側の出席者は、宇佐美宮内長官でございます。御質疑の方は、順次御発言を願います。

が、あえてこの点に關する長官の御所見を承りたい。

○説明員(宇佐美誠君) ただいま矢嶋

委員の仰せになりました通りに、憲法で天皇の御地位あるいは国政との關係その他はつきりと明示されておりまし

て、私ども皇室に關する事務を取り扱

うものといたしましては、この趣旨に

紛淆せざるよう平素意を用いてるつ

もりでございます。全く仰せの通りだ

と存じます。

○矢嶋三義君 そこで伺いますが、た

とえば現在わが国においては、いわゆ

る日米新安保条約と申すような非常に

国論を二分するような重大な外交、政

治問題が起つております。こういう

ことがでありますか。

○説明員(宇佐美誠君) もちろん、政

事として開会式を行なう場合には、お

もよろこばれています。

天皇並びに皇室を常に尊敬思慕をいた

しておりますゆえに、国会が国会の行

事として開会式を行なう場合には、お

もよろこばれています。

私は一度も欠かしたことなどございません。陛下の開会への御臨席を常に迎え

ておる一人であります。

私はえてお伺い申し上げたいこと

は、この憲法の条章から申しまして

も、天皇並びに皇室は國政に關する權

能を有しないわけですから、政治的に

も、天皇並びに皇室は國政に關する權

能を有しないわけですから、お答

えますか。

○説明員(宇佐美誠君) 招待と申しま

して、正式の招待状をいたしかれた

ものは一つもございませんが、過去

においてエチオピア、イランの皇帝、

あるいはインドの大統領、インダネシ

アの大統領、フィリピンの大統領等が、元首としてはわが國にお見えになつておりまして、そのうちでそれぞれ皇太子殿下にそれぞれの国を御訪問いただきたいということを非公式にわかれの耳に入っているのはござります。

○矢嶋三義君 今あけらねました請日
の元首並びに首相が、わが國においで
になられたのは、政府の御招待による
ものか、あるいは皇室の御招待による
ものか、どういうものでありますか。
○説明員(宇佐美毅君) 外国の元首あ
るいは総理大臣その他の方が、日本に
たくさんの方が御訪問になつております
が、いつの場合におきましても、日
本でお招きするというのは、一つの外交
事務として政府と申しますか、外務省
で検討されて、その考え方をきめら
れるわけであります。しかし、現在国
賓としてそいつた元首等がお見えな
なりました場合に、当然儀礼上皇室で
接伴をされるというのが通例でござい
まして、従つて、皇室がイニシアチーブ
をとつて、まつ先に招待をされたと
いうことは一度ございません。

これは数年前のことです。来次々と見えておりまして、先ほど申し上げました通りに、何らかの機会に皇太子殿下においていただけないかといた。われわれといたしましては、これらのことは、十分適当な時期に実現すべきものというふうに考えております。実は昨年におきましても、相当考慮いたしたわけでござりますが、御結婚後の妃殿下の御妊娠といふこともあって、昨年は実現に至っておりません。われわれは近い機会に、こういう国との御訪問が実現するように考をたいと思つてゐる次第でございます。

○矢嶋三義君 伝えられるところの、皇太子殿下が五月下旬ころにアメリカを訪問されるという、このアイクの御招待は公式のものとしてきてるわけですか、非公式の口頭を通じて御内意を伺うといふような形で来ておいでありますか。その辺の事情をお伺いしたい。

○説明員(宇佐美毅君) アメリカ大統領から皇太子、同妃殿下に対する御招待ということは、先ごろ総理大臣が渡米の際に、あちらから申し出がございました。共同発表の通りに、総理は十分実現に努力する旨を述べられ、総理は帰られてそのことを私に口頭で伝えられておりますが、アメリカからはまだ正式の文書といふものは参つておりません。しかし、そういう事情でございまますので、現在、先ほども申し上げました諸國との関係、それからその他のことを今考慮中でございまして、いつもおいでになるかということもまだ結論に達しておりません。

○矢嶋三義君 やは振り下けて、具体的にお伺いいたしますが、皇太子殿下が訪米されるお話をあなたが耳に入れたのは最初はじつでござりますか。

○説明員(宇佐美毅君) 共同声明が出ますときに、アメリカからの総理大臣から、外務省を経て耳にいたしました。

○矢嶋三義君 共同声明の出る前ですか、あとですか。

○説明員(宇佐美毅君) 共同声明が正式に発表になる少し前と想います。

○矢嶋三義君 少し前とは、どのくらい前ですか。そのときに、あなたはどういう御返事をなさったのでありますか、お答え願います。

○説明員(宇佐美毅君) 時間的に、今あれでございますが、こういう共同声明に至るだろとうといふことで、その内容をわれわれに、外務省を経て伝わってきたわけであります。

○矢嶋三義君 それに対し、あなたはどういう御返事なり意見を述べられたのか、その点を伺いたい。

○説明員(宇佐美毅君) 共同声明にござります通りに、総理大臣としては、その実現に、御希望に沿うように、実現に努力するという文句だけでございまして、一切その他のことはございませんので、われわれとしては、別段特に返事を求められるような電報ではございません。そういうことになつたといたします。そういうことでござります。

○矢嶋三義君 共同声明の出る前にこういうお話があるがいかがでございましたようとい立場から、皇太子殿下あるいは妃殿下の御内意をあなたはお伺いになられましたか、なられませんか。もしなられたとするならば、どう

お答え願います。

○説明員(宇佐美毅君) 先ほども申し上げましたように、アメリカ側と申しますか、そういうことは昨年の夏ぐらいいから一部で希望がございまして、われわれとしても、一応そういうことは耳にいたしておりましたが、大統領が皇太子殿下をお招きになるといふことは、その共同声明のときに初めて聞いたわけでございます。われわれはあらゆる、そういう通知が来るたびに、両陛下はもちろん、皇太子殿下にも申し上げております。ですから共同声明を発表する前には御承知になつておるわけでござります。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を始め
て。

○矢嶋三義君 官房長官伺います。

皇太子殿下訪米の件について、共同声明にこの内容が盛られておりますが、ワシントンから外務省を通じ、宮内庁の意向を伺つて、そして五月下旬の皇太子殿下の訪米可能という判断のもとに、共同声明に盛られたものと私は予測しているわけですが、相違ないかどうか、お答え願います。

○政府委員(椎名悅三郎君) これは十九日が調印、それからまた、その日にアイゼンハワー大統領との会談がございました。これは一般政治の問題についてでありますて、翌日二十日は、さらに打ち合せの上、会談を再び開いたのであります。その席上では、日本から日米修好百年目に当たつておるのと、種々の行事もある。この機会に大

新會のおいでをやめて其程でございました。とで、いわゆる御招待をいたしましたが、ところが大統領はちょうど極東には出かけてみたいと思つておつたのだけれども、ちょうどソ連を訪問するその後途に東の方に……「もう少しわからるように言って下さい」と呼ぶ者あります。ソ連を旅行するが、シベリアを通つて日本に寄ることにしたい、しかしそれは長い日数はとうてい無理である、せひ途にあたつて、ぜひ日本の皇太子御夫妻を招待したいといふお話をあつた。それは総理大臣の所轄外の問題であつて、皇室の御都合をよく聞いてみないと確答はいたしかねる、しかしながら、皇太子夫妻を招待したいといふ切なる御希望の趣旨はよくわかつたから、その趣旨に沿うて努力はいたしました。こういら返事をして別れたのでございまして、その趣旨が共同声明に出たものと考えております。

うようなそういう確答を得た上のものではないと思います。

○矢嶋三義君 その話は共同声明の出前の晚ごろから出た話ですか。こういふくらいのことを官房長官知つていなければいけない。お答え願います。

○政府委員(椎名悦三郎君) その話といふのはどの話ですか。

○矢嶋三義君 アイク訪日にこたえて皇太子殿下が訪米されるというういふ内容を共同声明の中に織り込むといふ話は、あなたの方ワシントンに着いてから出て参った話ですか、それとも東京を出発する前からあつた話ですかと

いうことをお尋ねしているのです。

○政府委員(椎名悦三郎君) アイゼンハワーを日本に招待すれば、まあ向こうも皇太子御夫妻を招待する、したい

ということを言らだらうといふ推測は聞いておりました。

○矢嶋三義君 それはいつどこで聞きましめたか。

○政府委員(椎名悦三郎君) いつどこで聞いたといつて、はつきりした記憶はございません。

○矢嶋三義君 日本ですか、それともワシントンに着いてからですか。

○政府委員(椎名悦三郎君) 日本で。しかばはどう

いうわけで、何ですかそいうのがあるならば、出発にあたって宮内庁長官に、こういうものが共同声明の中に織り込まれるかも知れないがどうしたものだらうといふことを、どうして御相談申し上げないのでですか。

○政府委員(椎名悦三郎君) そういう不的確な問題について打ち合わせをする必要なり認めなかつたわけです。

○矢嶋三義君 おかしいですよ。妃殿下は今御懷妊中じやないですか。その

方にあなた出産後一、二ヶ月にして外

國に御旅行していただく、そういうあ

だというのに、宮内庁長官には出しも

何もしないで、ワシントンから覚書を

発する前の晚ぐらいにこりう語があ

るということを電話するということは

何事です。(人道上の問題だよ)と呼ぶ者あり)まさしく人道上の問題じやないですか。あなた、どう思ひます

か。それからホノルルからどう電話をかけたのですか。ワシントンに着いてないですか。あなた方がホノルルに

着いたときに、ホノルルでこりう問題を協議しているぢやないですか。それは日本の各新聞に報道されている。

ところが、宮内庁長官はそういうこと

は全くつんぱさじきである。問題は、

日本安保条約のこの国会の審議、その後に起る批准の問題の一つのP.R.

に、この皇太子殿下を利用した形跡を

わめて濃厚である。政治的に利用され

たために、目的的には手段を選ばない

といふ權力的なものが出てゐる。あなたがおいでになる前に、皇室のあり

方については憲法上の問題から宮内庁

長官と質疑応答をして完全に意見が一

致している。非常に私は重大なことだ

と思ふ。国民すべてがこりう疑問と

思ふ。不満を持つております。岸内閣のス

ボックスマンとしての官房長官は、國民にいかに答えられるか。お答え願います。

○政府委員(椎名悦三郎君) 何か人道

上の問題とかいうお話をございました

が、私は了解に苦しむわけでありまし

て、ただ向こうの方から、皇太子御夫

妻を招待したいといふ申し入れがあるだろ

うといふようなことは、私も聞いてお

きました。しかし、それが決して確定

的なものではもちろんないことは、そ

れは申し上げるまでもないことであ

ります。それはこちらの皇室の御都合に

よつてどうでもなるものと私は解釈を

聞いておつたわけあります。それ

を聞いておつたわけあります。

○政府委員(椎名悦三郎君) 何か人道

上の問題とかいうお話をございました

が、私は了解に苦しむわけでありまし

て、ただ向こうの方から、皇太子御夫

妻を招待したいといふ申し入れがあるだろ

うといふようなことは、私も聞いてお

きました。しかし、それが決して確定

的なものではもちろんないことは、そ

れは申し上げるまでもないことであ

ります。それはまあいろいろな皇室の御

都合、おからだの御都合等もあるだろ

うといふようなことは、私も聞いてお

きました。しかし、それが決して確定

的なものではもちろんないことは、そ

れは申し上げるまでもないことであ

ります。

○政府委員(椎名悦三郎君) この問題

は、全然拘束がなかつたようでござい

ます。それはこちらの皇室の御都合に

よつてどうでもなるものと私は解釈を

聞いておつたわけあります。

○政府委員(椎名悦三郎君) 記念すべ

き年でござりますから、そういうふう

に話し合いをしたのでありますから、

それを年を越すとか、あるいは二年

努力はいたします。そういうことを話

したそであります。でありますから、

出産後直ちにといふやうな、そ

う御希望に沿うように私はできるだけの

われておりますが、これは私は時期としてはきわめて不適だと考えるわけです。国際親善の立場において皇太子殿下が外国を訪問なさるというそのことは、私はけつこうだと思います。しかし時期的に考えて、五月二十日ごろというならば、妃殿下の御出産の直後でござりますよ、非常識もきわまると思ふ。また政治的には、今国論を沸かしているところの日米新安保体制、安保条約の審議がクライマックスに達して、国論は沸騰しているときである。あるいは批准段階です。そういう段階にアイクさんの全く交換訪問のような形で、皇太子殿下が御訪米なさるということは、非常に人道上からいっても、また皇室が政治から切り離されなければならないという、政治的に中立でなければならぬといふこの原則からいって、きわめて私は不適当な時期だと考えるわけですが、宮内庁長官はどういう御見解を持つおられますか、明確にお答え願いたい。

は、どういうことが起ることになります。それで宮内庁長官として、かりに訪米されたとした場合に、総理が帰られ、私が伺いまして、何か時期とかその他のについて、希望なり、あるいはお打ち合わせがあつたのかといふと、それは全然ないとこざいました。従つてわれわれとしては、ことし一年、百年のことがござりますので、ことしは一番、両殿下に対する御招待でありますから、なるべく両殿下のおいでになる時期ということを考えるのは、これは儀礼上当然だと思いますが、これはこちらの都合ばかりではなく、アイゼンハワー大統領がワシントンにおられなければなりません。そういう関係は相互に話し合つて、適当な時期をきめなければならないと思ひます。もちろん、御出産の関係がございますから、どうしても比較的早い時期ということになりますと、妃殿下はおいでになれないことが起るだらうと私は思います。ですから先ほど申し上げました通りに、エチオピアその他の国との関係もござります。そういう点を合わせて、最も殿下の御健康にもいい、あるいはそういう國論がございますれば、そういう点を十分考慮して、われわれとしてはアメリカ側と打ち合せをしたいというふうに考えております。

○説明員（宇佐美毅君）　ただいま申し上げました通りに、兩殿下がおそろいになります以上は、おそいほどよいといふのは、これは当然常識だらうと思います。ただ、これはこちらの都合ばかりでなく、向こうの都合もあります。これは今、官房長官が仰せになりました通り、向こうは大統領選挙という熾烈な政治問題もあるわけであります。そういう点とこちらのいろいろな事情をにらみ合わせて、お二人でおいでになるのに、御健康その他から見て一番いい時期が見つかることを念願するわけであります。

○委員長（中野文門君）　ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（中野文門君）　速記を起こして。

○矢嶋三義君　官房長官、警告を含めて私は最後に質問をいたします。普通の良識をもつてするならば、このたびの皇太子陛下の訪米計画といふものは、明らかに皇室を利用される、そういうお考えがあつたということが、だれでも私は結論として出てくると思う。まことに私はゆきしき事柄だと思う。アイクさんはアメリカの大統領です。だからおいでになると答礼の意味もありませんようけれども、アイクさんははつきりしたこれは政治家です。あらゆる政治家としての発言を日本に来てもなされるでしょう。そのアイクさんはと岸さんが、日本で多く論ぜられている新安保条約を結ばれたわけです。そのアイクさんが訪日されるのに対して、ちょうど時期をねらって、そ

して皇太子殿下をアメリカに御旅行をしていただぐ、そういうようなことでも、この経験化した岸政権に突っかえ棒をしようといふよなこりう考え方が底流にあるということは、これは憲法上から考えましても許すことのできないことだと思うのです、目的のためには手段を選ばないという、こういふやうり方はですね。宮内庁長官も總理に気がねして若干答弁を曲げているようですが、私はいろいろ筋から聞いているんですが、非常に具体化しましたのは、岸さんがホノルルに着いてからですよ。それから非常に話が表面に出て参り、そしてワシントンに行ってから、それからまた先発しておったところの随員の諸君の最も重点を置かれたのは、このアイク、皇太子の交換訪問、この問題であつたわけですよ。しかも、それは宮内庁長官と十分の連絡をとることなく、また皇太子殿下、妃殿下、両殿下の御意向も、お気持も十分お伺いすることもなく、こういう時期にこういふことを発表するということは、許すことのできないことだと思ふ。警告を發して皆さん方のお考えを承ります。お答え願います。

はそういうふうにとらざるを得ない、そこに非常に遺憾の意を表明しているわけです。で、宮内庁長官に向います、私は日米関係もありますし、それからすでにお招きを受けた東南アジア諸国との関係もありますし、取り扱いがいろいろ微妙だと思うのです。しかし、日米全権がああいう時期にあ、あいう発表をして、ああいう共同声明をしますと、国民には非常な疑惑の念を持たしている、そろして私は皇室に對しては迷惑千万だ、皇太子並びに妃殿下は迷惑されていると思う。従つてかりにこの東南アジア諸国あるいはアメリカを訪問されるにしても、その順序並びに時期といふものは、慎重の上にも慎重を期する私が必要がある。日米修好百年というふうな年ではありますようけれども、私は日米新安保条約、これらの國論は一応おさまるといふ時刻までは、訪米等はなきれない方が適切ではないか。できることなら、私は来年あるいは再来年にこの計画を繰り延べられた方が適当ではないか、かのように考えますが、宮内庁長官の一つ御見解を承りたいと思います。

を機といらう目的がござりますので、一年、二年先というわけにも参らんかと思ひます。アメリカ側も別段何月と申しておりません。こちらも新聞で五月二十日とか十一月とか、どういら根拠から出されたか知りませんが、出ておりますけれども、われわれとしてはまだ全然きまつております。ただ先ほども申し上げました通りに、両殿下がおそろいになつておいでになる時期というのは、これは医者の意見もあり、今後の推移も見なければならんことでありまして、これは常識的に申せばおそいほどその点はよくなるということは、これはだれが考へても当然であると思います。ただ十一月に大統領選挙がございまし、まあかりにわが国の政治上の非常に激しいさなかに来賓が来るのも、実際十分あるてなしができないということは向こうでもそうでございましょう。しかしあいでのんのは、今私の考へでは、そう長期間ではないと思ひますので、できるだけこちらの事情も話し、アメリカ側と打ち割つて話して、私は最も国民の皆さんが御納得のいく時期において、しかも両殿下の御都合も伺つていたします。

○矢嶋三義君 きよは緊急質問としてお許しをいただいたので、これだけに限定して伺つたわけですが、最後に、私はもう一問さしていただきます。それは外務省並びに政府部内では、アイクさんが六月下旬においてになる。その前にでき得べくんば訪米していただこうという考え方があることは事実ですよ。だから、私は宮内庁長官としてはしつかりしていただきながらんと思う。しかも、官房長官が先ほど、宮内庁長官の意向を十分尊重して優先的にこの意見を取り入れて、政府としては方針をきめるというわけですから、だから兩陛下に最も近く接しておるあなたとしては、しつかりしていたら、だからなればならんと思う。少なくとも今外務省を中心とする政府部内、これはワシントンにおける両国の政府を代表する随員同士の話し合いから出てきたものなんですが、そのアイクさんのおいでになる前後、しかも、その前五月下旬ころという計画といふものは、私はまことに人道にも反する決定だと思う。少なくともその点は宮内庁長官としてしつかりしなければ、兩陛下に私は御迷惑をかけると思います。

されるということになるといふことは、常識的に考えてもはつきりしている。従つて、伝えられるアイクさんのおいでになる時期の前、その前後あまり時日をおかず訪米されるといふことは、とりもなおさず、これは何といつても日本の外交問題としてあるいは国交問題として大きくて浮かび上がつて参つております新安保条約との関連づけをせざるを得なくなつてくる。そうなつて参りますと、この憲法第四条の、國政に関する権能を有しない皇室は、あくまで政治から分離されなければならぬ原則にも反して参りますので、皇室のあり方としても問題となりますし、また、皇室並びに直接当事者である両殿下に非常に氣の毒だ、特に妃殿下には御迷惑千万なことだと思います。その点は両殿下としても、なかなか率直に申し上げにくい点があるのです。その点はあらゆる角度から当事者として、しかも、最高の立場にある宮内庁長官としては、しっかりとして、たとえ任命権者であるうと、總理に対して言うべきことははっきり言わなければならぬと思う、なたにおいて頗つて、そして私緊急質問させていたいたわけでありまして、伝えられるような時期に絶対そういふふうな事態にならないよう、重ねてこの点をお答え願つておきます。

時をきめるといふよなことは、われとしてはあつてはいけないといふうに考えております。今お述べになつました妃殿下のことは、先ほどお申し上げました通りに、かりに御産で無事にお二方がお過ごしになつて、も、やはりあの授乳ということをござります。これは普通の母親として当然考へるべきことは、より以上にわれわれは大事に考へるといふのは、従前からの考え方でございます。あらゆる方面から検討いたしまして、われわれの希望をもちろん第一に出したいと願っています。たゞ、相手がござりますから、いつになるか、招待されたアイザマンハワー大統領がワシントンにおわられて都合がいいことにならないと、一方的にもきめられない点がございます。そういう点がございますが、それはあくまでそいつた政治的な意味でなくきまるよう、われわれとしては最善を尽くしたいと思います。

○委員長(中野文門君) 速記やめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記始めて。

他に御發言もなければ、本件はこの程度にとどめて、本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時五分散会

法務省設置法（昭和二十二年法律第一百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表三札幌法務局の項中「厚真村 稲川村」を「厚真町 稲川町」に改め、同表釧路地方法務局の項中「花咲郡」を削る。

別表四長野刑務所の項中「長野市」を「須坂市」に改める。

別表五樺名女子学園の項中「群馬県北群馬郡桃井村」を「群馬県北群馬郡櫻東村」に改める。

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

二、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

原子力委員会設置法（昭和三十年法律第二百八十八号）の一部を次のよう改め、同条第二項中「二人」を「三人」に改める。

第六条第一項中「四人」を「六人」に改め、同条第二項中「二人」を「三人」に改める。

第十一条第二項中「一人」を「三人」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

○説明員 宇佐美毅君) 何度も申し上
ねてこの点をお答え願つておきます。
はつきり言わなければならぬと思う、
ろうと、總理に對して言うべきことは
そういう意味においてあえてきよしあ
なたにおいて頼つて、そして私緊急質
問させていただいたわけでありまし
て、伝えられるような時期に絶対そ
ういうふうな事態にならないように、重
ねてこの点をお答え願つておきます。

○委員長(中野文門君) 速記始めて。
他に御發言もなければ、本件はこの程度にとどめて、本日はこれをもつて散会いたします。

原子力委員会設置法（昭和三十年法律第二百八十八号）の一部を次のよう
に改正する。
第六条第一項中「四人」を「六人」に
改め、同条第二項中「二人」を「三人」
に改める。
第十一条第二項中「二人」を「三人」
に改める。

れると思うのですよ。その点はあらゆる角度から当事者として、しかも、最高の立場にある宮内府長官としては、しっかりととして、たゞ在任帝権者であ

味でなくともあるように、われわれとしては最善を尽くしたいと思ひます。
○**副長(中野文門君)** 速記やめて。

正する法律案

ますし、また、皇室並びに直接当事者である両殿下に非常に氣の毒だ、特に妃殿下には御迷惑千万なことだと思うのです。その点は両殿下としても、な

ンハワー大統領がワシントンにおられて都合がいいということにならないと、一方的にもきめられない点がござります。そういう点がございますが、

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

うなつて参りますと、この憲法第四条
は、あくまで政治から分離されなければ
ならぬ原則にも反して参りますの

からの考え方でございます。あらゆる方面から検討いたしまして、われわれの希望をもちろん第一に出したいと思ひます。ただ、相手がござりますか

県北群馬郡桃井村」を「群馬県北群馬郡櫛東村」に改める。

いつても日本の外交問題としてあるいは国交問題として大きく浮かび上がつて参つております新安保条約との関連づけをさざらと尋ねなつておる。そ

も、やはりあの授乳ということを
ざいます。これは普通の母親として当然
然考えるべきことは、より以上にわれ
われは大事に考えるべきのよ。並直

同表銀座地方海關局の項中
花咲郡を削る。

は、常識的に考へてもはつきりして、
る。従つて、伝えられるアイクさんの
おいでになる時期の前、その前後あま
り時日をおかずには訪問されるといふこ

われとしてはあつてはいけないといふうに考へております。今お述べになつました妃殿下のことば、先ほども申し上げました通りに、かりに御安

（百九十三号）の一節を次のように改正する。

口 行政職俸給表(二)

職務等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		
	俸給月額	昇期	給間	俸給月額	昇期	給間	俸給月額	昇期	給間	俸給月額	昇期
1	18,100	月9	円13,300	月9	円10,900	月9	円7,300	月9	円5,700	月6	
2	18,700	9	18,900	9	11,500	9	7,500	9	5,900	6	
3	19,300	9	14,500	9	12,100	9	7,800	9	6,100	6	
4	19,900	9	15,100	9	12,700	9	8,200	9	6,300	6	
5	20,500	9	15,700	9	13,300	9	8,700	9	6,500	6	
6	21,100	9	16,300	9	13,900	9	9,200	9	6,700	6	
7	21,700	9	16,900	9	14,500	9	9,700	9	6,900	6	
8	22,300	9	17,500	9	15,100	9	10,300	9	7,100	6	
9	22,900	9	18,100	9	15,700	9	10,900	9	7,300	9	
10	23,500	9	18,700	9	16,300	9	11,500	9	7,500	9	
11	24,100	9	19,300	9	16,900	12	12,100	9	7,800	9	
12	24,700	9	19,900	9	17,500	12	12,700	12	8,200	9	
13	25,300	12	20,500	9	18,100	12	13,300	12	8,700	9	
14	25,900	12	21,100	9	18,700	12	13,900	12	9,200	9	
15	26,500	12	21,700	12	19,300	15	14,500	15	9,700	12	
16	27,100	12	22,300	12	19,900	15	15,100	15	10,300	12	
17	27,700	15	22,900	12	20,500	15	15,700	15	10,900	12	
18	28,300	15	23,500	12	21,100	15	16,300	15	11,500	15	
19	28,900	15	24,100	15	21,700	15	16,900	15	12,100	15	
20	29,500	15	24,700	15	22,300	15	17,500	15	12,700	15	
21	30,100	15	25,300	15	22,900	15	18,100	15	13,300	15	
22	30,700	15	25,900	15	23,500	18	18,700	15	13,900	15	
23	31,300	15	26,500	15	24,100	18	19,300	15	14,500	15	
24	31,900	18	27,100	18	24,700	18	19,900	18	15,100	15	
25	32,500	18	27,700	18	25,300	18	20,500	18	15,700	15	
26	33,100		28,300		25,900		21,100	18	16,300	15	
27							21,700	18	16,900	15	
28							22,300		17,500	15	
29									18,100	18	
30									18,700	18	
31									19,300	18	
32									19,900	18	
33									20,500		

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表

号 俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	俸給月額	昇給期間												
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	7,800	12
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,300	12
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	8,800	12
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,300	12
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,000	12
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	10,700	12
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	11,500	12
8	53,500		44,400	24	33,600	12	27,000	12	22,400	12	19,300	12	12,300	12
9			46,600	24	35,400	12	28,200	12	23,500	12	20,300	12	13,300	12
10			48,900		37,200	15	29,400	15	24,600	12	21,300	12	14,300	12
11					39,000	18	30,600	18	25,800	15	22,400	15	15,300	15
12					40,800	24	31,800	21	27,000	18	23,500	18	16,300	18
13					42,600		33,600	24	28,200	21	24,600	21	17,300	24
14							35,400		29,400	24	25,800	24	18,300	
15									30,600		27,000			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

号 俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	俸給月額	昇給期間												
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	17,300	12	12,300	12	9,700	12	8,400	12
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	18,300	12	13,300	12	10,500	12	8,800	12
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	12
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,700	12
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	21,300	12	16,300	12	13,300	12	10,500	12
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	22,400	12	17,300	12	14,300	12	11,400	12
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	23,500	12	18,300	12	15,300	12	12,300	12
8	53,500		44,400	24	33,600	12	24,600	12	19,300	12	16,300	12	13,300	12
9			46,600	24	35,400	12	25,800	12	20,300	12	17,300	12	14,300	12
10			48,900		37,200	15	27,000	12	21,300	12	18,300	12	15,300	12
11					39,000	18	28,200	12	22,400	12	19,300	12	16,300	12
12					40,800	24	29,400	15	23,500	15	20,300	12	17,300	12
13					42,600		30,600	18	24,600	15	21,300	12	18,300	12
14							31,800	21	25,800	18	22,400	15	19,300	12
15							33,600	24	27,000	21	23,500	15	20,300	12
16									28,200	24	24,600	18	21,300	12
17									29,400	24	25,800	21	22,400	15
18									30,600		27,000	24	23,500	18
19											28,200	24	24,600	21
20											29,400		25,800	24
21													27,000	24
22													28,200	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(二)

号 俸 級 別 等 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級		8 等 級		
	俸 給 月 額	昇 給 期 間															
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	8,100	12	6,600	12	
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,500	12	6,900	12	
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	9,100	12	7,300	12	
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,700	12	7,700	12	
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,500	12	8,100	12	
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	11,400	12	8,500	12	
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	12,300	12	9,100	12	
8	53,500		44,400	24	33,600	12	27,000	12	22,400	12	19,300	12	13,300	12	9,700	12	
9			46,600	24	35,400	12	28,200	12	23,500	12	20,300	12	14,300	12	10,500	12	
10			48,900		37,200	15	29,400	15	24,600	12	21,300	12	15,300	12	11,400	12	
11					39,000	18	30,600	18	25,800	15	22,400	15	16,300	12	12,300	12	
12					40,800	24	31,800	21	27,000	18	23,500	18	17,300	15	13,300	12	
13					42,600		33,600	24	28,200	21	24,600	21	18,300	15	14,300	12	
14							35,400		29,400	21	25,800	21	19,300	18	15,300	15	
15									30,600	24	27,000	24	20,300	18	16,300	18	
16										31,800		28,200	24	21,300	18	17,300	21
17												29,400		22,400	21	18,300	21
18														23,500	24	19,300	24
19														24,600	24	20,300	24
20														25,800		21,300	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

号 俸 級 別 等 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		
	俸 給 月 額	昇 給 期 間									
1	34,200	12	24,800	12	18,600	12	13,500	12	8,500	12	
2	35,900	12	26,100	12	19,700	12	14,500	12	9,100	12	
3	37,600	12	27,400	12	20,900	12	15,500	12	9,700	12	
4	39,300	12	28,700	12	22,200	12	16,500	12	10,300	12	
5	41,000	12	30,000	12	23,500	12	17,500	12	11,300	12	
6	42,700	12	31,400	12	24,800	12	18,600	12	12,400	12	
7	44,400	12	32,800	12	26,100	12	19,700	12	13,500	12	
8	46,100	12	34,200	12	27,400	12	20,900	12	14,500	12	
9	47,800	12	35,900	12	28,700	12	22,200	12	15,500	12	
10	49,500	15	37,600	12	30,000	12	23,500	15	16,500	12	
11	51,200	18	39,300	12	31,400	15	24,800	18	17,500	15	
12	52,900	24	41,000	15	32,800	18	26,100	18	18,600	18	
13	54,600	24	42,700	18	34,200	21	27,400	18	19,700	18	
14	56,300		44,400	24	35,900	24	28,700	21	20,900	18	
15			46,100		37,600		30,000	24	22,200	18	
16								31,400		23,500	18
17										24,800	21
18										26,100	24
19										27,400	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

職務等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	18,600	月12	13,700	月12	9,700	月12	6,700	月12
2	19,600	月12	14,600	月12	10,400	月12	7,100	月12
3	20,600	月12	15,600	月12	11,200	月12	7,500	月12
4	21,600	月12	16,600	月12	12,000	月12	7,900	月12
5	22,600	月12	17,600	月12	12,800	月12	8,300	月12
6	23,600	月12	18,600	月12	13,700	月12	9,000	月12
7	24,600	月12	19,600	月12	14,600	月12	9,700	月12
8	25,600	月15	20,600	月12	15,600	月12	10,400	月12
9	26,600	月15	21,600	月12	16,600	月12	11,200	月12
10	27,600	月18	22,600	月12	17,600	月12	12,000	月12
11	28,600	月18	23,600	月15	18,600	月15	12,800	月12
12	29,600	月18	24,600	月18	19,600	月18	13,700	月12
13	30,600	月18	25,600	月18	20,600	月18	14,600	月12
14	31,600	月18	26,600	月18	21,600	月18	15,600	月15
15	32,600	月21	27,600	月21	22,600	月18	16,600	月18
16	33,600	月21	28,600	月21	23,600	月21	17,600	月18
17	34,600	月24	29,600	月24	24,600	月21	18,600	月21
18	35,600	月24	30,600	月24	25,600	月24	19,600	月21
19	36,600		31,600		26,600	月24	20,600	月24
20					27,600		21,600	月24
21							22,600	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表
イ 教育職俸給表(一)

職務等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		
	俸給月額	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	60,400	円31,700	月12	21,400	月12	17,800	月12	11,500	月12	8,400	月12		
2	62,900	円33,300	月12	22,800	月12	19,000	月12	12,500	月12	9,100	月12		
3	65,400	円34,900	月12	24,200	月12	20,200	月12	13,500	月12	9,900	月12		
4	67,900	円36,500	月12	25,700	月12	21,400	月12	14,500	月12	10,700	月12		
5	70,500	円38,200	月12	27,200	月12	22,800	月12	15,500	月12	11,500	月12		
6	73,100	円39,900	月12	28,700	月12	24,200	月12	16,600	月12	12,500	月12		
7	75,700	円41,600	月12	30,200	月12	25,700	月12	17,800	月12	13,500	月12		
8	78,600	円43,300	月12	31,700	月12	27,200	月12	19,000	月12	14,500	月12		
9	81,800	円45,000	月12	33,300	月12	28,700	月15	20,200	月15	15,500	月12		
10		46,700	月12	34,900	月12	30,200	月15	21,400	月15	16,600	月12		
11		48,400	月12	36,500	月12	31,700	月15	22,800	月15	17,800	月12		
12		50,100	月12	38,200	月15	33,300	月15	24,200	月15	19,000	月12		
13		52,000	月12	39,900	月15	34,900	月15	25,700	月18	20,200	月15		
14		54,100	月15	41,600	月15	36,500	月15	27,200	月18	21,400	月18		
15		56,200	月15	43,300	月15	38,200	月15	28,700	月18	22,800	月18		
16		58,300	月15	45,000	月18	39,900	月15	30,200	月18	24,200	月18		
17		60,400	月18	46,700	月21	41,600	月15	31,700	月21	25,700	月21		
18		62,900	月21	48,400	月21	43,300	月18	33,300	月21	27,200	月21		
19		65,400	月24	50,100	月24	45,000	月21	34,900	月24	28,700	月24		
20		67,900		52,000		46,700	月24	36,500	月24	30,200	月24		
21						48,400	月24	38,200		31,700			
22						50,100							

備考 (1) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(2) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。
(3) 大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。
(4) 大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

口 教育職俸給表(二)

職務等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級				
	俸 級	月 額	昇給期間	俸 級	月 額	昇給期間	俸 級	月 額	昇給期間
1		27,900	月 12		11,500	月 12		7,700	月 12
2		29,000	月 12		12,500	月 12		8,000	月 12
3		30,100	月 12		13,500	月 12		8,400	月 12
4		31,200	月 12		14,500	月 12		9,100	月 12
5		32,300	月 12		15,500	月 12		9,900	月 12
6		33,500	月 12		16,500	月 12		10,700	月 12
7		35,000	月 12		17,500	月 12		11,500	月 12
8		36,500	月 12		18,500	月 12		12,500	月 12
9		38,100	月 12		19,500	月 12		13,500	月 12
10		39,700	月 12		20,500	月 12		14,500	月 12
11		41,300	月 12		21,500	月 12		15,500	月 12
12		42,900	月 12		22,500	月 12		16,500	月 12
13		44,500	月 12		23,500	月 12		17,500	月 12
14		46,100	月 12		24,600	月 12		18,500	月 12
15		47,700	月 12		25,700	月 12		19,500	月 12
16		49,300	月 15		26,800	月 12		20,500	月 12
17		50,900	月 18		27,900	月 12		21,500	月 12
18		52,500	月 21		29,000	月 12		22,500	月 12
19		54,100	月 24		30,100	月 12		23,500	月 15
20		55,700			31,200	月 12		24,600	月 18
21					32,300	月 12		25,700	月 18
22					33,500	月 12		26,800	月 18
23					35,000	月 12		27,900	月 24
24					36,500	月 15		29,000	月 24
25					38,100	月 15		30,100	
26					39,700	月 15			
27					41,300	月 15			
28					42,900	月 18			
29					44,500	月 21			
30					46,100	月 21			
31					47,700	月 24			
32					49,300				

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 教育職俸給表(三)

職務等級 号	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給	月 額	昇給期間	俸 給	月 額	昇給期間
1		22,100	月 12		9,100	月 12
2		23,100	月 12		9,900	月 12
3		24,100	月 12		10,700	月 12
4		25,100	月 12		11,500	月 12
5		26,100	月 12		12,300	月 12
6		27,200	月 12		13,200	月 12
7		28,300	月 12		14,100	月 12
8		29,400	月 12		15,100	月 12
9		30,500	月 12		16,100	月 12
10		31,700	月 12		17,100	月 12
11		32,900	月 12		18,100	月 12
12		34,100	月 12		19,100	月 12
13		35,300	月 12		20,100	月 12
14		36,500	月 12		21,100	月 12
15		37,800	月 12		22,100	月 12
16		39,100	月 12		23,100	月 12
17		40,600	月 12		24,100	月 12
18		42,200	月 15		25,100	月 12
19		43,800	月 18		26,100	月 12
20		45,400	月 21		27,200	月 12
21		47,000	月 21		28,300	月 12
22		48,600	月 24		29,400	月 12
23		50,200			30,500	月 15
24					31,700	月 15
25					32,900	月 15
26					34,100	月 15
27					35,300	月 15
28					36,500	月 15
29					37,800	月 18
30					39,100	月 21
31					40,600	月 21
32					42,200	月 24
33					43,800	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

号 俸	職の等級	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
		俸給月額	昇給期間												
1		60,400	円	39,000	月	29,400	月	21,300	月	13,100	月	11,100	月	7,200	月
2		62,900		40,800	12	30,600	12	22,400	12	14,100	12	12,100	12	7,400	12
3		65,400		42,600	12	31,800	12	23,500	12	15,100	12	13,100	12	7,700	12
4		67,900		44,400	12	33,200	12	24,600	12	16,100	12	14,100	12	8,000	12
5		70,500		46,600	12	34,600	12	25,800	12	17,100	12	15,100	12	8,400	12
6		73,100		48,900	12	36,000	12	27,000	12	18,100	12	16,100	12	9,300	12
7		75,700		51,200	12	37,500	12	28,200	12	19,100	12	17,100	12	10,200	12
8		78,600		53,500	12	39,000	12	29,400	12	20,200	12	18,100	12	11,100	12
9		81,800		55,800	15	40,800	12	30,600	12	21,300	12	19,100	12	12,100	12
10				58,100	18	42,600	12	31,800	12	22,400	12	20,200	12	13,100	12
11				60,400	24	44,400	12	33,200	12	23,500	12	21,300	12	14,100	15
12				62,900		46,600	15	34,600	12	24,600	12	22,400	12	15,100	18
13						48,900	18	36,000	12	25,800	12	23,500	12	16,100	21
14						51,200	24	37,500	15	27,000	12	24,600	15	17,100	24
15						53,500	18	39,000	12	28,200	12	25,800	18	18,100	
16								40,800	18	29,400	12	27,000	18		
17								42,600	18	30,600	12	28,200	21		
18								44,400	24	31,800	12	29,400	21		
19								46,600	24	33,200	15	30,600	24		
20								48,900		34,600	18	31,800	24		
21										36,000	21	33,200			
22										37,500	24				
23										39,000	24				
24										40,800					

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

号 俸	職の等級	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		昇給期間	
		俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間								
1		60,400	円	41,300	月	30,200	月	21,400	月	13,500	月	12	
2		62,900		42,900	12	31,700	12	22,800	12	14,500	12		
3		65,400		44,500	12	33,300	12	24,200	12	15,500	12		
4		67,900		46,100	12	34,900	12	25,700	12	16,600	12		
5		70,500		47,700	12	36,500	12	27,200	12	17,800	12		
6		73,100		49,300	12	38,100	12	28,700	12	19,000	12		
7		75,700		50,900	12	39,700	12	30,200	12	20,200	12		
8		78,600		52,800	12	41,300	12	31,700	12	21,400	12		
9		81,800		54,700	12	42,900	12	33,300	12	22,800	12		
10				56,600	15	44,500	12	34,900	12	24,200	12		
11				58,500	18	46,100	15	36,500	12	25,700	12		
12				60,400	24	47,700	18	38,100	15	27,200	12		
13				62,900		49,300	18	39,700	15	28,700	12		
14						50,900	21	41,300	18	39,200	15		
15						52,800	24	42,900	18	31,700	15		
16						54,700		44,500	18	33,300	15		
17								46,100	21	34,900	15		
18								47,700	24	36,500	15		
19								49,300		38,100	18		
20										39,700	21		
21										41,300			
22										42,900			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

口 医療職俸給表(二)

職務等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級	
	俸給月額	昇給期間										
1	35,400	月 12	25,700	月 12	15,100	月 12	10,800	月 12	8,400	月 12	7,400	月 12
2	37,200	月 12	26,900	月 12	16,100	月 12	11,600	月 12	9,200	月 12	7,700	月 12
3	39,000	月 12	28,100	月 12	17,100	月 12	12,400	月 12	10,000	月 12	8,000	月 12
4	40,800	月 12	29,300	月 12	18,100	月 12	13,200	月 12	10,800	月 12	8,400	月 12
5	42,600	月 12	30,500	月 12	19,100	月 12	14,100	月 12	11,600	月 12	9,200	月 12
6	44,400	月 15	31,800	月 12	20,100	月 12	15,100	月 12	12,400	月 12	10,000	月 12
7	46,600	月 18	33,600	月 12	21,100	月 12	16,100	月 12	13,200	月 12	10,800	月 12
8	48,900	月 24	35,400	月 12	22,100	月 12	17,100	月 12	14,100	月 12	11,600	月 15
9	51,200	月 24	37,200	月 15	23,300	月 12	18,100	月 12	15,100	月 12	12,400	月 18
10	53,500		39,000	月 18	24,500	月 12	19,100	月 12	16,100	月 12	13,200	月 24
11			40,800	月 24	25,700	月 12	20,100	月 12	17,100	月 12	14,100	
12			42,600	月 24	26,900	月 12	21,100	月 12	18,100	月 12		
13			44,400		28,100	月 15	22,100	月 12	19,100	月 12		
14					29,300	月 18	23,300	月 15	20,100	月 15		
15					30,500	月 18	24,500	月 18	21,100	月 18		
16					31,800	月 21	25,700	月 21	22,100	月 21		
17					33,600	月 24	26,900	月 21	23,300	月 24		
18					35,400		28,100	月 24	24,500	月 24		
19							29,300	月 24	25,700			
20							30,500					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務等級 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		昇給等級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	20,200	月 12	15,200	月 12	10,200	月 12	7,700	月 12		
2	21,200	月 12	16,200	月 12	10,900	月 12	8,300	月 12		
3	22,200	月 12	17,200	月 12	11,600	月 12	8,900	月 12		
4	23,200	月 12	18,200	月 12	12,400	月 12	9,500	月 12		
5	24,200	月 12	19,200	月 12	13,200	月 12	10,200	月 12		
6	25,200	月 12	20,200	月 12	14,200	月 12	10,900	月 12		
7	26,200	月 12	21,200	月 12	15,200	月 12	11,600	月 12		
8	27,200	月 12	22,200	月 12	16,200	月 12	12,400	月 12		
9	28,300	月 12	23,200	月 12	17,200	月 12	13,200	月 12		
10	29,500	月 15	24,200	月 12	18,200	月 12	14,200	月 15		
11	30,700	月 18	25,200	月 15	19,200	月 15	15,200	月 18		
12	31,900	月 21	26,200	月 18	20,200	月 18	16,200	月 21		
13	33,100	月 21	27,200	月 21	21,200	月 24	17,200	月 24		
14	34,300	月 24	28,300	月 21	22,200	月 24	18,200	月 24		
15	35,600	月 24	29,500	月 24	23,200		19,200			
16	36,900		30,700	月 24						
17			31,900							

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(附則)

(施行期日)

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(俸給表の改正に伴う措置)

昭和三十五年三月三十一日にお

いて一般職の職員の給与に関する

法律(以下「法」という。)第六条の

二後段又は第八条第五項若しくは

第八項ただし書の規定の適用によ

り職務の等級の最高の号俸をこえ

る俸給月額を受ける職員の同年四

月一日における俸給月額は、人事

院規則の定めるところによる。

前項の規定により昭和三十五年

四月一日における俸給月額を決定

される職員の同日以降における最

初の法第八条第八項ただし書の規

定による昇給については、その者

の同年三月三十日における俸給

月額を受けた期間を、前項の

規定により決定される同年四月一

日ににおける俸給月額を受ける期間

に通算する。

(地方自治法の一部改正)

4 地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七号)の一部を次のように

改正する。

(市町村立学校職員給与負担法の

一部改正)

5 市町村立学校職員給与負担法

(昭和二十三年法律第百三十五号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「特殊勤務手当」の下に

第十五条 削除

「隔遠地手当」、「べき地手当」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改

正)

6 国家公務員災害補償法(昭和二

十六年法律第百九十一号)の一部

を次のようにより改正する。

第四条第二項中「特殊勤務手当

(人事院規則で定めるものを除く。」の下に「隔遠地手当」を加える。

(べき地教育振興法の一部改正)

7 (べき地教育振興法(昭和二十九

年法律第百四十三号)の一部を次

のようにより改正する。

第五条の二中「特殊勤務手当

として」を削る。

第十九条中「扶養手当」の下に「特殊勤務手当、隔遠地手当」を加える。

第二十七条第二項本文中「特殊勤務手当」の下に「隔遠地手当」を加え、「及び特殊勤務手当」を「特

殊勤務手当及び隔遠地手当」に改める。

別表第一及び別表第二を次のよう

に改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議 長	官職 等 号	参事官等					
		1等級		2等級		3等級	
俸給月額	俸 給 級 別	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	昇 給 期 間
円 90,000	1	50,400	月12	36,200	月12	20,800	月12
	2	53,000	12	38,200	12	22,000	12
	3	55,600	12	40,300	12	23,000	12
	4	58,300	12	42,300	12	24,200	12
	5	60,900	12	44,300	12	25,500	12
	6	63,500	12	46,300	12	26,700	12
	7	66,100	12	48,400	12	27,900	12
	8	68,700	15	50,400	12	29,400	12
	9	71,600	18	53,000	15	30,700	12
	10	74,500	24	55,600	18	32,100	12
	11	77,300		58,300	24	33,400	12
	12			60,900		34,800	12
	13					36,200	12
	14					38,200	12
	15					40,300	15
	16					42,300	18
	17					44,300	24
	18					46,300	
	19					48,400	

別表第二 自衛官俸給表

階 号 級 俸	陸海空			將將將			陸海空			補補補			1等陸佐 1等海佐 1等空佐			2等陸佐 2等海佐 2等空佐			3等陸佐 3等海佐 3等空佐			1等陸尉 1等海尉 1等空尉			2等陸尉 2等海尉 2等空尉			
	甲			乙			俸給月額			俸給月額			昇給期間			俸給月額			俸給月額			昇給期間			俸給月額			
		俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間												
1	73,800	円	56,800	月	12	48,200	円	39,100	月	12	33,100	円	28,700	月	12	24,800	円	20,100	月	12	20,100	円	12	12	12	12		
2	77,500	59,500	12	50,400	12	41,200	12	34,800	12	30,200	12	26,100	12	21,200	12	21,200	12	21,200	12	21,200	12	21,200	12	12	12	12	12	
3	81,200	62,300	12	52,500	12	43,400	12	36,900	12	31,500	12	27,300	12	22,400	12	22,400	12	22,400	12	22,400	12	22,400	12	12	12	12	12	
4	85,100	65,000	12	54,600	12	45,500	12	39,100	12	33,100	12	28,700	12	23,500	12	23,500	12	23,500	12	23,500	12	23,500	12	12	12	12	12	
5	88,800	67,700	12	56,800	12	48,200	12	41,200	12	34,800	12	30,200	12	24,800	12	24,800	12	24,800	12	24,800	12	24,800	12	12	12	12	12	
6		70,800	12	59,500	12	50,400	12	43,400	12	36,900	12	31,500	12	26,100	12	26,100	12	26,100	12	26,100	12	26,100	12	12	12	12	12	
7		73,800	15	62,300	15	52,500	12	45,500	12	39,100	12	33,100	12	27,300	12	27,300	12	27,300	12	27,300	12	27,300	12	12	12	12	12	
8		77,500	18	65,000	18	54,600	15	48,200	15	41,200	15	34,800	15	28,700	15	28,700	15	28,700	15	28,700	15	28,700	15	15	15	15	15	
9		81,200	24	67,700	18	56,800	18	50,400	18	43,400	18	36,900	18	30,200	18	30,200	18	30,200	18	30,200	18	30,200	18	18	18	18	18	
10			85,100		70,800	24	59,500	24	52,500	24	45,500	24	39,100	24	31,500	21	31,500	21	31,500	21	31,500	21	21	21	21	21		
11					73,800		62,300		54,600		48,200		41,200		34,800		26,100	24	33,100	24	33,100	24	33,100	24	24	24	24	24
12																												
13																												
14																												

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総経過したときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹			2等陸曹 2等海曹 2等空曹			3等陸曹 3等海曹 3等空曹			陸海空士 長長長			1等陸士 1等海士 1等空士			2等陸士 2等海士 2等空士			3等陸士 3等海士 3等空士							
	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間	俸 月	給 額	昇 給 期 間					
17,700	円	12	13,900	円	12	11,600	円	12	10,500	円	12	8,600	円	12	7,500	円	12	6,800	円	12	6,300	円	12	12	12	
18,300	12	15,200	12	12,800	12	11,600	12	10,500	12	9,600	12	8,000	12													
18,900	12	16,300	12	13,900	12	12,800	12	10,500	12	10,500	12	8,600	12													
20,100	12	17,500	12	15,200	12	13,900	15	11,600	15	12,800	15	11,600	15													
21,200	12	18,600	12	16,300	12	15,200	18	14,100	18	12,800	18	11,600	18													
22,400	12	19,800	12	17,500	12	16,300	12	15,200	12	14,100	12	12,800	12													
23,500	12	20,900	12	18,600	15	17,500	15	16,300	15	15,200	15	14,100	15													
24,800	15	22,200	15	19,800	18	18,600	15	17,500	18	16,300	18	15,200	18													
26,100	18	23,500	18	20,900	21	19,800	18	18,600	21	17,500	21	16,300	21													
27,300	21	24,800	21	22,200	24	21,500	21	20,900	24	19,800	24	18,600	24													
28,700	21	26,100	21	23,500	24	22,200	24	21,500	24	20,900	24	19,800	24													
30,200	24	27,600	24																							
31,500	24	29,000	24																							
33,100		30,500																								

理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間

附 則
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(俸給の切替え)

2 昭和三十五年四月一日において

切り替えられる職員の俸給月額は、次項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛厅職員

給与法(以下「旧法」という。)の適用により同年三月三十一日においてその者が属していた職務の等級

(統合幕僚會議の議長たる自衛官以外の自衛官)につては、階級を

いう。以下同じ。)における俸給の幅のうちその者が受けている俸給

月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一のこの法律による改正後の防衛厅職員給与法(以下「新法」という。)別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第一号)

による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一から別表第七までに定める職務の等級における号俸による額とする。

3 昭和三十五年三月三十一日において旧法第五条第二項の規定又は同法同条第三項若しくは第八条項た

だし書の規定により職務の等級の給与に関する法律第六条の二後段の規定若しくは第八条第八項の規定により準用する一般職の職員最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の同年四月一日における俸給月額につ

いては、政令で定めるところによる。

(昇給に要する期間の通算)

4 前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員のその日以後における最初の新法第五条第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第八項ただし書の規定による昇給については、

その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(昭和三十五年四月一日以後における差額の支給)

5 昭和三十五年四月一日以後において防衛厅職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第一百二十号)附則第七項の規定による差額を自衛官に對して支給する場合における同項の規定の適用については、同項前段中「同年四月一日における新法の規定」とあるのは、「昭和三十五年四月一日における防衛厅職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第一号)による改正後の防衛厅職員給与法の規定」とする。